

那覇市住居確保給付金のしおり

～ 住居確保給付金のご案内 ～

那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター

1 住居確保給付金とは

離職や廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業です。本給付金の支給と並行して、那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター（以下「那覇市PS」といいます。）の就労支援員による就労支援等を実施し、就労機会の確保に向けた支援を行います。

2 支給の対象者

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象です。

① イ) 離職等又はロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方であること

② イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること、又は
ロ) 申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること

③ イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

【収入要件】

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一世帯の方の収入の合計額が、下表の基準額(A)に申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額※(B)を合算した収入基準額(C)以下であること

世帯員数	基準額 (A)	申請者が賃借する住宅の家賃額※ (B)	収入基準額 (C)
単身世帯	81,000円	32,000円	113,000円
2人世帯	124,000円	38,000円	162,000円
3人世帯	159,000円	41,800円	200,800円
4人世帯	197,000円	41,800円	238,800円
5人世帯	235,000円	41,800円	276,800円
6人世帯	273,000円	45,000円	318,000円
7人世帯	310,000円	50,000円	360,000円

※ (B) に記載の額は、住宅扶助基準に基づく額です。申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額で算定します。

【資産要件】

申請日における、申請者及び申請者と同一世帯の方の所有する金融資産（預貯金・現金）の合計額が下表の金融資産の合計額以下であること ※10か月以降受給の場合は記載の1/2の額です

世帯員数	金融資産の合計額	世帯員数	金融資産の合計額
単身世帯	486,000円	3人世帯	954,000円
2人世帯	744,000円	4人世帯以上	1,000,000円

【求職活動要件】

- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
※離職・廃業・再々延長の場合は申請までに公共職業安定所への求職の申込みが必須となります。
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付金等を、申請者及び申請者と同一世帯の方が受給していないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一世帯の方のいずれもが暴力団員でないこと

3 支給方法、支給額

○支給方法

那覇市が支給額を一月ごとに、申請者が賃借する住宅の貸主（不動産会社や大家等）が指定する銀行口座へ直接振り込みます。

○支給額

次の①又は②の区分に応じ、それぞれに定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額※）が支給されます。

①申請日の属する月の世帯収入額が、2. ④に記載の基準額(A)以下の方

・申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額が支給されます。

②申請日の属する月の世帯収入額が、2. ④に記載の基準額(A)を超える方

・基準額(A)と、申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額を合算した額から、世帯収入額を減じて得た額が支給されます。

【計算式】支給額 = 基準額(A) + 申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃額 - 世帯収入額

※住宅扶助基準に基づく額とは、2. ④の※(B)に記載の額を指します。この額が支給上限額です。

4 支給期間

○住居確保給付金の支給期間は原則3か月です。支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続きの支給が必要であると認められる場合は、申請により、3か月の支給を2回（最長9か月支給）まで延長、再延長をすることができます。

○**新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請をした方については、申請により、3か月の支給を3回（最長12か月支給）まで再々延長をすることができます。**

○延長時の支給額は、延長申請時の収入に基づいて算出される額となります。

○支給期間中に、常用就職または受給者の収入を得る機会が増加し、受給者の就労収入が収入基準額を超えた場合、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。

5 支給期間中の就職活動等

○受給期間中は、ハローワークへの求職申込みのほか、次のa～cの求職活動を行うことが必要です。

a.月に1回以上的那覇市PSとの面談等

b.月に2回のハローワークにおける職業相談等

c.週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

○新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、aの活動は主に書面等での報告としています。

○ハローワークへの求職申込み及びbとcの求職活動は、離職又は廃業していない方については受給9か月までは任意となっていますが、10か月以降受給される場合はいずれも必要となります。

6 住居確保給付金を受給中に常用就職した場合は届出が必要です

○支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を那覇市PSに提出してください。

○提出した月の翌月以降、世帯月収額が確認できる書類を、那覇市PSに毎月提出してください。

7 支給額が変更される場合があります

○次に該当する場合は、支給額の変更が変更されます。

・住居確保給付金の支給対象となっている住居の家賃が変更された場合

・支給上限額未満の支給を受けている方で、受給中に収入が減少し、収入が基準額以下になった場合

○該当する場合は、那覇市PSに変更の申請を行うことで支給額が変更されます。該当することがわかる書類を準備して、那覇市PSにご連絡ください。

8 住居確保給付金の申請をするために必要な書類

○チェックリストをご参照ください。申請書を郵送で受け取った方はチェックリストが同封されています。那覇市公式ホームページでこのしおりをご覧いただいている方は、ホームページ内に掲載されていますので、そちらをご確認ください。

9 住居を喪失している方の申請について

○住居を現に喪失された方または、退去を求められている方についても新たな住居の確保に向けた支援が可能です。個別に、お問い合わせください。

10 住居確保給付金の申請から決定までの流れ【住居を喪失するおそれのある方の場合】

○住居確保給付金の支給申請

- ・申請者は、申請書等に必要書類を添えて、那覇市PS宛てに提出します。
- ・那覇市PSは受領印を押した申請書の写しを、申請者へ交付します。

○入居する住居の確保

- ・貸主等に申請書の写しを提示して、貸主等に「入居住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。
- ・振込誤りを防ぐため、貸主等の振込先がわかる通帳の写しなども併せて求めてください（任意）。

○住居確保給付金の確認書類の提出

- ・貸主等から交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」を、那覇市PSに提出します。

○住居確保給付金の審査

- ・那覇市による審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。同時に「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙を配布します。
- ・入居している賃貸住居の貸主等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給決定通知書」が交付されます。この場合は、入居している住居の貸主等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。
- ・住居確保給付金は、那覇市から貸主等が指定する口座へ直接振り込まれます。

○総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・総合支援資金（生活支援費）の申込みをしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを那覇市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

11 住居確保給付金の再支給について

○住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

○ただし、過去に住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再支給を受けることができます。

○あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

○なお、過去に住宅手当または住宅支援給付を受けていた方であっても、令和2年4月20日以降は、住居確保給付金の支給対象になります。

12 住居確保給付金の支給を中止する場合があります

○住居確保給付金を受給中に常用就職し、就労により得られた収入、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、収入基準額を超えた場合、その収入が得られた月の支給から中止します。

○住居を退去した方（貸主等からの要請の場合や那覇市PSの指示による場合を除く。）は、退去した日の属する月の翌月の支給から中止します。

○住居確保給付金の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。

○受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

○支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

13 新たに入居する賃貸住居の初期費用及び生活費が必要な方へ

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等のいわゆる初期費用が必要となります。初期費用への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、生活福祉資金（総合支援資金）を活用することができます。

○生活福祉資金（総合支援資金）の貸付対象となる費用

ア 生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用
貸付上限額 単身世帯：月15万円以内
2人以上：月20万円以内

イ 住宅入居費 敷金、礼金等住居の賃貸契約を結ぶために必要な費用
貸付上限額 40万円以内

ウ 一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用
貸付上限額 60万円以内

※ 連帯保証人ありの場合は無利子。連帯保証人なしの場合は年1.5%。

○詳しくは、那覇市社会福祉協議会（電話 098-857-7766）にお問い合わせください。

14 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方へ

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、臨時特例つなぎ資金の貸し付けを活用することができます。

○臨時特例つなぎ資金 公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用
貸付上限額 10万円以内
貸付利子 無利子
連帯保証人 不要

緊急かつ一時的に生計の維持が困難な方は、緊急小口資金の貸し付けを利用することができます。

○緊急小口資金 緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の必要経費
貸付上限額 10万円以内
貸付利子 無利子
連帯保証人 不要

○詳しくは、那覇市社会福祉協議会（電話 098-857-7766）にお問い合わせください。

15 相談窓口（郵送申請の送り先） ※面談を含む相談全般は事前予約制です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、面談を含む相談全般は事前予約制としています。また、令和2年5月7日から当面の間、住居確保給付金は原則として郵送による申請受付としています。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

○相談窓口 那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）
○所在地 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区6階（グッジョブセンターおきなわ内）
○電話番号 **098-917-5348**（事前予約問い合わせ電話番号）
○開所日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）
○受付時間 午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時を除く）

○業務委託元及び住居確保給付金の制度、支給に関すること
那覇市 福祉部 保護管理課 住居確保給付金担当（電話）098-861-5193